

自治基本条例見直し案の検討

1 災害時における個人情報の取扱い

※前回委員会において、災害時における個人情報の取扱いについての技術的な部分に関しては、防災基本条例（仮称）検討委員会に任せることとするという結論となりました。また、当該審議項目については、まちづくりの観点での検討も必要であるとの意見があったことから、以下、災害に備えた平常時からのコミュニティ形成について整理を行っています。

【委員からの主な意見】

- ・災害時に特化した個人情報の取扱いについては、防災基本条例（仮称）検討委員会において審議されている。防災基本条例で規定されるのであれば、自治基本条例の中に盛り込まなくてもよいのではないか。
- ・災害時の避難に支援が必要な方々の名簿があったとしても、日頃からその方々との関係を構築していなければ、発災時に機能しない。平常時からのコミュニティ構築が重要である。
- ・災害時といいつつ、実際に災害が起こったときの個人情報利用ではなく、災害が起こったときに備えた普段からの取扱いが重要である。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域コミュニティでのつながりの希薄化が問題となっているため、議論としては第 32 条の地域コミュニティ活動の部分になるのではないかと思う。

【見直し案まとめ】

<見直し案(1)>

第 36 条の 2 第 1 項を改正する。

[改正条文案]①

（危機管理）

第 36 条の 2 市民は、日頃から災害等の発生に備え相互に連携を図るよう努めるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

●懸念事項

文言追加により「自助」の重要性が薄まってしまうおそれがあります。

[改正条文案]②

（危機管理）

第36条の2 市民は、日頃から<u>一人ひとりが</u>災害等の発生に備えるとともに、<u>災害等の発生時には、相互に連携を図り、</u>助け合うよう努めます。 ●懸念事項 災害が発生した際における相互の連携の重要性が薄まってしまうおそれがあります。
＜見直し案(2)＞ 第32条を改正する。 [改正条文案] (地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、<u>防災等の</u>身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 ●懸念事項 身近な地域の課題は多岐にわたるところ、課題の具体例として明記するものは「防災」でよいのかということは論点の一つとなるかと思われます。
＜見直し案(3)＞ 条文の改正は行わず、第36条の2第1項の逐条解説を改正する。

＜見直し案(1)＞

第36条の2第1項を改正する。

ア 見直し理由

- ・熊本地震の経験から「共助」の重要性を再認識したが、実際に災害が起こったときに助け合うためには、日頃からの地域コミュニティ形成・つながりづくりが重要であるため。
- ・自治基本条例においては、災害時という限定的なものではなく、まちづくりの観点で平常時からの取組について規定する必要があるため。

以上を勘案し、第36条の2第1項において、災害に対し地域コミュニティの観点からも平常時から取り組むよう条文を改正するという案です。

イ 改正案①

変 更 後	変 更 前
(危機管理)	(危機管理)

第36条の2 市民は、日頃から災害等の発生に備え相互に連携を図るよう努めるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。	第36条の2 市民は、日頃から災害等の発生に備え_____るとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。
--	---

ウ 懸念事項①

- ・当該条文は、災害時の「自助」及び「共助」について規定したものであるところ、文言を追加することによって「災害等への備え＝相互の連携」と伝わり、「自助」の重要性が薄まってしまうおそれがあります。

エ 改正案②

【条文】

変 更 後	変 更 前
(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から <u>一人ひと</u> <u>りが</u> 災害等の発生に備えるとともに、 <u>災</u> <u>害等の発生時には、</u> <u>相互に連携を図り、</u> 助け合うよう努めます。	(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から_____ ____災害等の発生に備えるとともに、 <u>災</u> <u>害等の発生時には、</u> 相互に_____ 助け合うよう努めます。

【逐条解説】

変 更 後	変 更 前
<逐条解説> 平成28年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。 第1項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防	<逐条解説> 平成28年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。 第1項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防

災組織の活動などを通して<u>平常時からコミュニケーションをとることで相互に連携を図り</u>、様々な災害等に備えることを規定しています。また、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域の中のつながりを築くことも重要であります。 （第6条、第32条）	災組織の活動などを通して_____、様々な災害等に備えることを規定しています。また、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域の中のつながりを築くことも重要であります。 （第6条、第32条）
---	--

才 懸念事項②

- ・ 現行条文の後半部分は、災害等が発生した際に「共助」によって対処することを規定したものであるところ、条文変更により、相互の連携が「日頃から」重要であるということは強調されますが、「発災時」の連携の重要性が薄まってしまいます。
- ・ 当該条文は平成 29 年度から平成 30 年度にかけて開催された第 4 期自治推進委員会において検討が行われ、新たに規定されることとなった条文です。当時の検討においては、条文中の「日頃から災害等の発生に備え」とは食料品等の備蓄といった「自助」だけでなく、地域コミュニティにおける防災訓練といった「共助」も指していたところ（※現行の逐条解説にも記載）、条文を変更することにより、条文前半部分が「自助」、後半部分が「共助」というように意味合いが変わってしまいます。

力 参考

○他都市の制定状況

- ・ 他政令指定都市の自治基本条例において「危機管理」や「災害」に関する規定はありませんでした。
- ・ 中核市の自治基本条例のうち、災害発生前の住民による協力体制の整備や「共助」について記載されているものとして、以下の規定が挙げられます。

都市	市民による発災前からの備えに関する規定
北海道 旭川市	・ 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。

鳥取県 鳥取市	・市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。
埼玉県 越谷市	・市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。
埼玉県 川口市	・市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする。

<見直し案(2)>

第 32 条を改正する。

ア 見直し理由

- ・災害への備えとして重要である「共助」において必要な地域コミュニティでの活動が、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞しがちであり、あらためて条文中に重要性を規定するため。

以上を勘案し、第 32 条の地域コミュニティ活動に関する規定において、災害等への事前の備えという観点で文言を追加するよう改正するものです。

イ 改正案

変 更 後	変 更 前
(地域コミュニティ活動) 第 32 条 市民は、市民相互の協働により、<u>防災等</u>の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。	(地域コミュニティ活動) 第 32 条 市民は、市民相互の協働により、<u> </u>身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

ウ 懸念事項

- ・市民相互の協働によって解決していく必要のある身近な地域の課題は、独居高齢者に関する課題や子育てに関する課題等の福祉に関わるものから、ゴミ問題等の環境・美化に関わるものまで多岐にわたるところ、条文に地域課題の具体例として明記するものは「防災」でよいのかということは論点の一つとなるかと思われます。

エ 参考

○他都市の制定状況

- ・他政令指定都市の自治基本条例における「地域コミュニティ」についての市民に対する規定は以下の通りです。

都市	「地域コミュニティ」に関する市民に対しての規定
川崎市	・市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。 ・市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
静岡市	・なし
札幌市	・なし
新潟市	・地域住民（一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。以下同じです。）は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てよう努めるものとします。 ・地域住民は、地域コミュニティ（地域コミュニティ協議会（新潟市区自治協議会条例（平成 18 年新潟市条例第 74 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する地域コミュニティ協議会をいいます。）、自治会、町内会、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいいます。）その他の地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。 ・地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとします。
北九州市	・市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。 ・市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会

	の維持及び形成に努めるものとする。 ・ コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。 ・ コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。
--	--

＜見直し案(3)＞

条文の改正は行わず、第 36 条の 2 第 1 項の逐条解説を改正する。

ア 理由

- ・ 災害時における防災の基本的な考え方については防災基本条例（仮称）検討委員会において審議されているため、自治基本条例に具体的内容を明記する必要性は薄くなるため。

以上を勘案し、条文については改正を行わず、第 36 条の 2 第 1 項の逐条解説に平常時からコミュニケーションを図り連携することによって災害に備える旨の文言を加えるとする案です。

イ 改正案

（危機管理）	
第 36 条の 2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。	
変 更 後	変 更 前
＜逐条解説＞ 平成 28 年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。 第 1 項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参	＜逐条解説＞ 平成 28 年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。 第 1 項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参

加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防災組織の活動などを通して<u>平常時からコミュニケーションをとることで相互に連携を図り</u>、様々な災害等に備えることを規定しています。また、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。<u>また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域の中のつながりを築くことも重要であります。</u> （第6条、第32条）	加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防災組織の活動などを通して_____、様々な災害等に備えることを規定しています。また、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。<u>また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域の中のつながりを築くことも重要であります。</u> （第6条、第32条）
---	---

※現行の逐条解説においても、黄マーカー部分のとおり、日頃からの地域コミュニティの重要性については明記されております。

※今後、防災基本条例（仮称）の内容が定まった際には、逐条解説中に当該条例に関する記載を追加することも検討してまいります。

2 ノーマライゼーションの実現、性の多様性に対する配慮について

【委員からの主な意見】

- ・「男女が」という文言はふさわしくないように思う。
- ・「男女が」という文言を「全ての市民が」とすることは良いと思う。
- ・「全ての市民が」とすることには賛成であるが、あまりにも包括的な表現にすると逆に理念が薄れてしまう恐れがある。
- ・ノーマライゼーションといった事柄については、第3条の自治の基本理念に関する議論が必要ではないかと思う。
- ・大きな視点で考えると、第3条の文言はもっと明確にしてもよいのではないかと思う。

【見直し案まとめ】

＜見直し案(1)＞

第3条第3号及び第27条第2項を改正する。

〔改正条文案〕

(自治の基本理念)

第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。

(1)～(2) (省略)

(3) 人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず一人ひとりの人権の尊重

(4)～(7) (省略)

(参画の原則)

第27条 (省略)

2 参画による市政・まちづくりは、第3条第3号の理念のもと、全ての市民が共同して取り組みます。

●懸念事項

当該条文で尊重される人権が「平等権」に特化したものという印象を与えてしまうおそれがあります。

＜見直し案(2)＞

第27条第2項を改正する。

[改正条文案]

(参画の原則)

第27条 (省略)

2 参画による市政・まちづくりは、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、全ての市民が共同して取り組みます。

<見直し案(1)>

第3条第3号及び第27条第2項を改正する。

ア 見直し理由

- ・まちづくりには、高齢者や障がい者等も含めた様々な方が参画できるようにすべきであるということは、後半の条文ではなく、自治の基本理念の項目において規定すべきであるため。
- ・市民が条文を読んだ際、具体的な記載がある方が分かりやすいため。

以上を勘案し、自治の基本理念についての規定である第3条のうち、人権に関する第3号において条文中に具体例を挙げることで、より分かりやすくなるよう改正するという案です。

イ 改正案

【条文】

変 更 後	変 更 前
(自治の基本理念) 第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1) 市民の福祉の増進 (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政 (3) <u>人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず</u> 一人ひとりの人権の尊重 (4) 情報共有、信頼及び協働による市	(自治の基本理念) 第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1) 市民の福祉の増進 (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政 (3) _____ _____ 一人ひとりの人権の尊重 (4) 情報共有、信頼及び協働による市

政・まちづくりの推進 (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進 (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現 (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進	政・まちづくりの推進 (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進 (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現 (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進
--	--

変 更 後	変 更 前
(参画の原則) 第27条 (省略) 2 参画による市政・まちづくりは、第3条第3号の理念のもと、全ての市民が共同して取り組みます。	(参画の原則) 第27条 (省略) 2 参画による市政・まちづくりは、<u>男女が</u>共同して取り組みます。

【逐条解説】

(第3条は変更なしのため参考記載)

第3条は、自治を進める市民、市議会、行政の共有する基本的な考え方を定めています。 (省略) 第3号の「人権の尊重」については、日本国憲法にも三大原則のひとつ(「基本的人権の尊重」として掲げてあることですが、本市においてもこれまで取り組んできました、市民の皆様と今後もさらに継続して取り組んでいくことを踏まえ、明記しました。
--

変 更 後	変 更 前
第27条は、参画の原則について定めたものです。 (省略) 第2項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、性別や年齢、障がいの有無等の様々な違いにかかわらず、全ての市民が共同して取り組むことが重要であることから、このことを明確に定めています。	第27条は、参画の原則について定めたものです。 (省略) 第2項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、<u>男女が</u>共同して取り組むことが重要であることから、このことを明確に定めています。

ウ 懸念事項

- ・日本国憲法では、基本的人権として「表現の自由（第 21 条）」、「学問の自由（第 23 条）」といった「自由権」や「生存権（第 25 条）」といった「社会権」等が明記されているほか、昨今では「プライバシーの権利」等も新しい人権として認められてきています。しかし、改正案のように具体例を記載することによって、当該条文で尊重される人権が「平等権（第 14 条）」に特化したものという印象を与えてしまうおそれがあります。

<見直し案(2)>

第 27 条第 2 項を改正する。

ア 見直し理由

- ・条文の文言を性の多様性に配慮した文言とするため。
- ・参画による市政・まちづくりには、性別の違いだけではなく、年齢や障がいの有無といった事柄についても、その違いにかかわらず、全ての市民は例外なく共同して取り組むべきであるため。

以上を勘案し、第 27 条第 2 項を「性別」に着目した規定から、全ての市民が参画の対象であると分かりやすく説明する規定へと改正するという案です。

イ 改正案

【条文】

変 更 後	変 更 前
(参画の原則) 第 27 条 （省略） 2 参画による市政・まちづくりは、 <u>人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、全ての市民が</u> 共同して取り組みます。	(参画の原則) 第 27 条 （省略） 2 参画による市政・まちづくりは、 <u>男女が</u> 共同して取り組みます。

【逐条解説】

変 更 後	変 更 前
第 27 条は、参画の原則について定めたものです。	第 27 条は、参画の原則について定めたものです。

(省略) 第2項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、性別や年齢、障がいの有無等の様々な違いにかかわらず、全ての市民が共同して取り組むことが重要であることから、このことを明確に定めています。	(省略) 第2項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、男女が 共同して取り組むことが重要であることから、このことを明確に定めています。
---	---

3 多文化共生社会の推進について

【委員からの主な意見】

- ・多文化共生について、現行の条文でも外国人も当然に「市民」であるが、受け取る側は分かりづらい。
- ・多文化共生について記載する際に、終盤の第 32 条では遅いのではないか。もっと前の条文に規定する必要があるのではないか。
- ・熊本市に外国人居住者は 1 % 近くいるのであれば、これは無視できない数であると思う。
- ・自治基本条例に多文化共生に関する規定があると、コミュニティ活動を一緒にやりやすくなる。

【見直し案まとめ】

<見直し案(1)>

第 2 条第 2 号を改正する。

[改正条文案]

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) (省略)

(2) 市民 次のいずれかに該当するもの(外国人である者を含む。)をいいます。

ア 住民

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)

<見直し案(2)>

第 32 条第 2 項を改正する。

[改正条文案]

(地域コミュニティ活動)

第 32 条 (省略)

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、多様な文化や価値観等を尊重しながら進めることとします。

●懸念事項

地域コミュニティ活動を行う際に尊重するものを「多様な文化や価値観」と規定

してよいのかということは論点の一つとなるかと思われます。

※見直し案(1)及び見直し案(2)において、どちらの条文も改正するということも考えられます。

<見直し案(1)>

第2条第2号を改正する。

ア 見直し理由

- ・外国人も当然に「市民」であるということを、条例の「定義」の項目において明確に示すため。

以上を勘案し、第2条第2号の「市民」の定義において、外国人も含む旨を明記するよう改正するという案です。

イ 改正案

【条文】

変 更 後	変 更 前
(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) (省略) (2) 市民 次のいずれかに該当するもの (外国人である者を含む。)をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体 (以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) (省略) (2) 市民 次のいずれかに該当するもの _____をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体 (以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)

【逐条解説】

変 更 後	変 更 前
第2条は、本条例で使用する重要な用語の意義を定めたものです。	第2条は、本条例で使用する重要な用語の意義を定めたものです。

(省略) 第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。また、上記のいずれかの要件に該当すれば、「市民」には日本国籍を持っていることを要しないことを示しています。 これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、異なる文化や価値観等を認め合うとともに、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。	(省略) 第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。 これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、 本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。
--	---

<見直し案(2)>

第32条第2項を改正する。

ア 見直し理由

- ・現在、本市には約 6,000 人の外国人住民が居住しており、今後も増加する傾向にあると考えられることから、地域のコミュニティづくりにおいても多文化共生の概念を持つことが重要であるため。

以上を勘案し、第32条第2項において、多文化共生社会を推進する文言を加えるよう改正するという案です。

イ 改正案

【条文】

変 更 後	変 更 前
(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地	(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地

域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、<u>多様な文化や価値観等を尊重</u>しながら進めることとします。	域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、<u>互いを十分に</u>尊重しながら進めることとします。
--	---

【逐条解説】

変 更 後	変 更 前
第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。 本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見だし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。 しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなっているという現状があります。 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*10）や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成23年4月1日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。 このようなことから、第1項では、市民が可能な範囲で協力し、参加するというこ	第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。 本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見だし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。 しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなっているという現状があります。 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*10）や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成23年4月1日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。 このようなことから、第1項では、市民が可能な範囲で協力し、参加するというこ

4 課題解決のための国際的な連携

【委員からの主な意見】

- ・時限的な文言である「SDGs（持続可能な開発目標）」は条文に入れない方がよい。
- ・「SDGs（持続可能な開発目標）」については、最大でも逐条解説で触れるにとどめる方向で進めたい。
- ・「SDGs（持続可能な開発目標）」を自治基本条例に謳おうとすることは、あまりにも範囲が広すぎ、かえって条例の目的や規定の焦点をぼやかしてしまうのではないか。

＜見直し案＞

条文の改正は行わず、第 39 条第 3 項の逐条解説を改正する。

ア 見直し理由

- ・「SDGs（持続可能な開発目標）」は 2030 年までの目標であり、自治基本条例において時限的な用語を条文として明記する必要性は薄いため。

以上を勘案し、条文については改正を行わず、第 39 条第 3 項の逐条解説に「SDGs（持続可能な開発目標）」に関する記載を加えるとする案です。

イ 改正案

第9章 国、他の地方公共団体等との連携	
第39条 （省略）	
3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。	
変 更 後	変 更 前
＜逐条解説＞ 第 39 条は、国・県・近隣の地方公共団体・国内外の都市等との連携について定めたものです。 （省略） 第 3 項では、地球環境の保全をはじめとした、SDGs（持続可能な開発目標）（*12）等の課題の解決を図るため、国内外の都市	＜逐条解説＞ 第 39 条は、国・県・近隣の地方公共団体・国内外の都市等との連携について定めたものです。 （省略） 第 3 項では、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内外の都市

等と連携していくことを定めています。 地球環境の保全等共通する課題の具体的な例としては、災害対策、青少年育成、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。 【参考】 *12 SDGs（持続可能な開発目標） 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。本市は、地域の方々とともに世界の共通目標である SDGs を推進し、「誰一人取り残されない社会」の実現に貢献していくよう取り組んでおり、令和元年度（2019 年度）には、内閣府から「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」（10 自治体）に選定されました。	等と連携していくことを定めています。 地球環境の保全等共通する課題の具体的な例としては、災害対策、青少年育成、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。
--	---

5 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

【委員からの主な意見】

- ・DX(デジタルトランスフォーメーション)という言葉は、また新しい言葉に置き換わっていくと思うので、もっと平易な言葉での表現がよいと思う。
- ・目的はまちづくりであり、デジタルは手段に過ぎないため、条文に規定されると困る部分も出てくるのではないかと思う。
- ・このテーマについては、逐条解説において本市の取組に関して具体的に示すという方法もある。

＜見直し案＞

条文の改正は行わず、第30条第2項の逐条解説を改正する。

ア 見直し理由

- ・市民による参画には様々な手段があるなかで、デジタルの活用やオンラインでの参画といったものは手法の一つであり、条文に規定する必要性は薄いため。

以上を勘案し、条文については改正を行わず、第30条第2項の逐条解説にデジタルを活用した市民参画に関する記載を加えるとする案です。

イ 改正案

(市民参画・協働のための仕組み) 第30条 (省略) 2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。	
変 更 後	変 更 前
＜逐条解説＞ 第2項では、市民参画の手法には、例えば、市民アンケートによる意見聴取、ワークショップ※、シンポジウムの開催、パブリックコメント（市民意見募集）等、様々な手法があり、それぞれの事業の性質や段階（立案、実施、評価など）に応じて最も効果的な手法を選択し、公表、実施するこ	＜逐条解説＞ 第2項では、市民参画の手法には、例えば、市民アンケートによる意見聴取、ワークショップ※、シンポジウムの開催、パブリックコメント（市民意見募集）等、様々な手法があり、それぞれの事業の性質や段階（立案、実施、評価など）に応じて最も効果的な手法を選択し、公表、実施するこ

6 社会情勢変化の前文への反映

【委員からの主な意見】

- 社会情勢はどんどん変化しているため、具体的な事例を反映するということになると、改正が追いつかなくなってしまうと思う。
- 熊本地震についてでさえも、前文に反映させることはなかったということも参考としたい。
- 自治基本条例の前提条件の部分が変わってしまったのであれば、前文の改正もありうると思うが、前提条件が変わったということはないと思う。

＜見直しの方向性＞

前文の改正は行わない。
